

平成30年9月30日

地域における「福祉」と「交通」の連携を
考えるセミナー in 名古屋

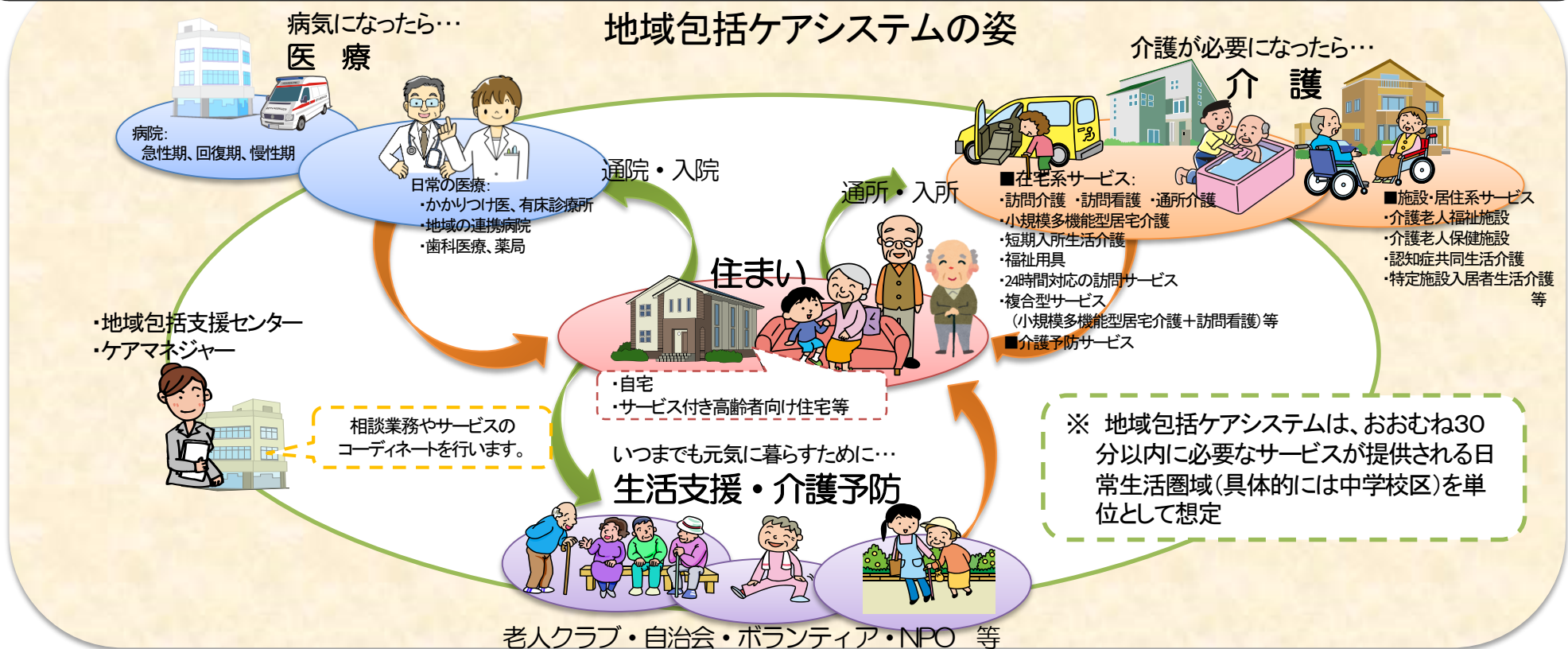
“総合事業”を活用した移動支援の 仕組みと現状



厚生労働省 老健局振興課
櫻井 琢磨

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

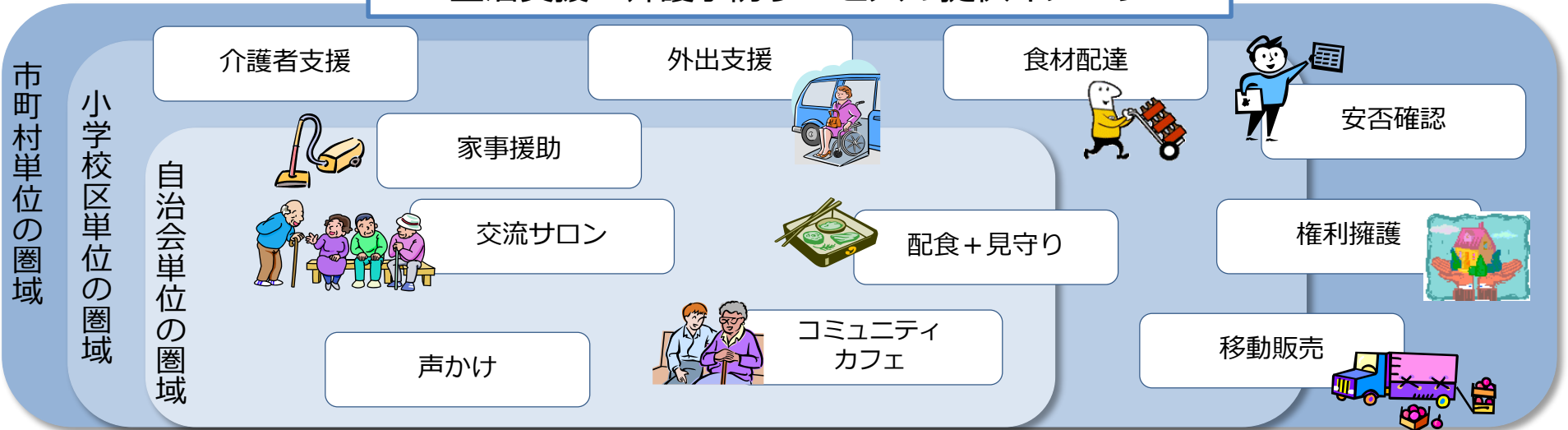


多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 38.5%
- 都道府県 19.25%
- 市町村 19.25%
- 1号保険料 23%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
 ○在宅医療・介護連携推進事業
 ○認知症総合支援事業
 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)
 ○生活支援体制整備事業
 (コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

サービスの類型(典型的な例)

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

■ 訪問型サービスDの導入事例

神奈川県秦野市

(秦野市訪問型移動支援サービス事業)

【内容】

住民主体の通所型サービスに係る移動支援

【対象者の要件】

次の要件のすべてを満たす人

- ① 要支援者、基本チェックリスト該当者
- ② ケアマネジメントの結果、送迎を必要とする人

【サービス提供者の要件】

- ・ 福祉有償運送登録事業者
- ・ 通所サービスの送迎を実施するなど、高齢者の送迎に対して十分な知識と経験を有する団体

【補助の対象】

コーディネーターに係る人件費、消耗品、通信費、車両保険料などの間接経費

【利用者負担】

なし

■ 訪問型サービスDの概要

事業の対象者	要支援者 及び 基本チェックリスト該当者
主な担い手	自家用有償旅客運送 及び 「互助」による運送を提供する者
サービスの 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所型サービス等における送迎のみを別主体が実施する場合(移動支援) ・ 通院等における送迎の前後に行われる付き添い支援(買い物等の送迎時也可)
実施方法	事業に関する間接経費補助 等
その他	事業の対象者以外に対して 移動支援等を行うことも可能 (但し、その際の間接経費補助額は 費用按分等により算出)

総合事業の実施状況等

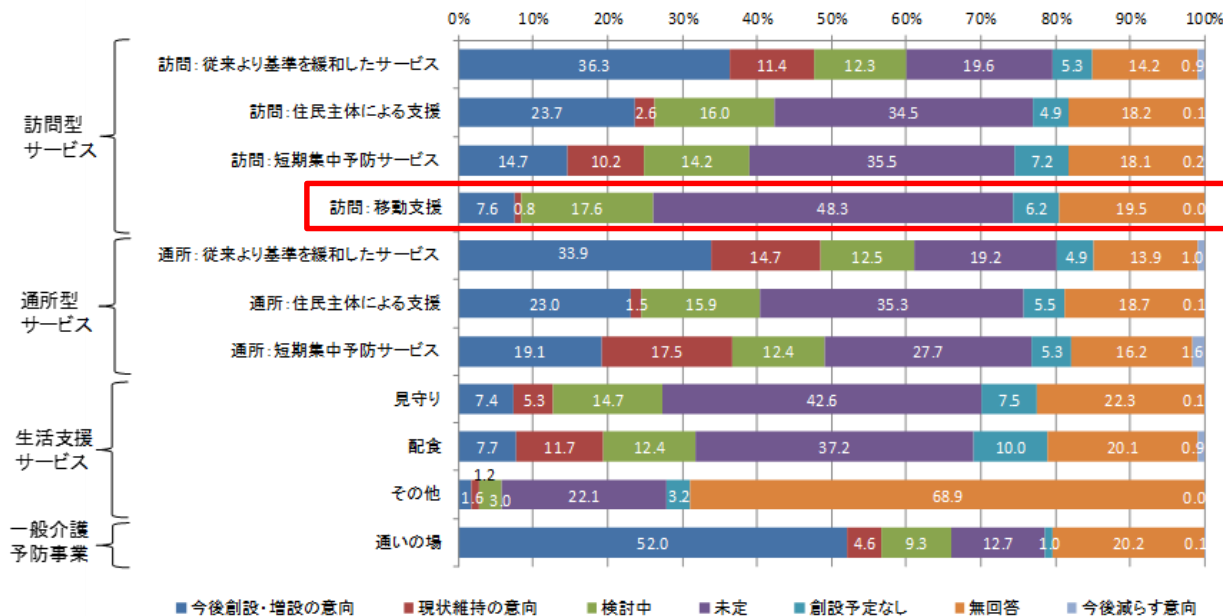
サービス別の創設状況

	創設市町村数
訪問：従来より基準を緩和したサービス	638
訪問：住民主体による支援	199
訪問：短期集中予防サービス	204
訪問：移動支援	37
通所：従来より基準を緩和したサービス	676
通所：住民主体による支援	195
通所：短期集中予防サービス	511
見守り	156
配食	300
その他	37
通いの場	821
全体	1,645

サービス別の利用人員

	平成29年6月利用者(合計)	
	実人数	延べ人数
従前相当(訪問サービス)	164,311	453,911
従前相当(通所サービス)	222,506	681,958
訪問サービスA	20,557	44,843
訪問サービスB	2,505	14,901
訪問サービスC	858	1,952
訪問サービスD	310	745
通所サービスA	33,683	89,445
通所サービスB	4,281	15,419
通所サービスC	8,470	29,583
その他生活支援サービス(見守り)	6,969	28,999
その他生活支援サービス(配食)	12,073	160,637
その他生活支援サービス(その他)	778	1,765

サービスの創設等に関する今後の意向



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none">○ 地域に不足するサービスの創出○ サービスの担い手の養成○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	<ul style="list-style-type: none">○ 関係者間の情報共有○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

地域における分野横断的連携(本文5.(1)に対応)

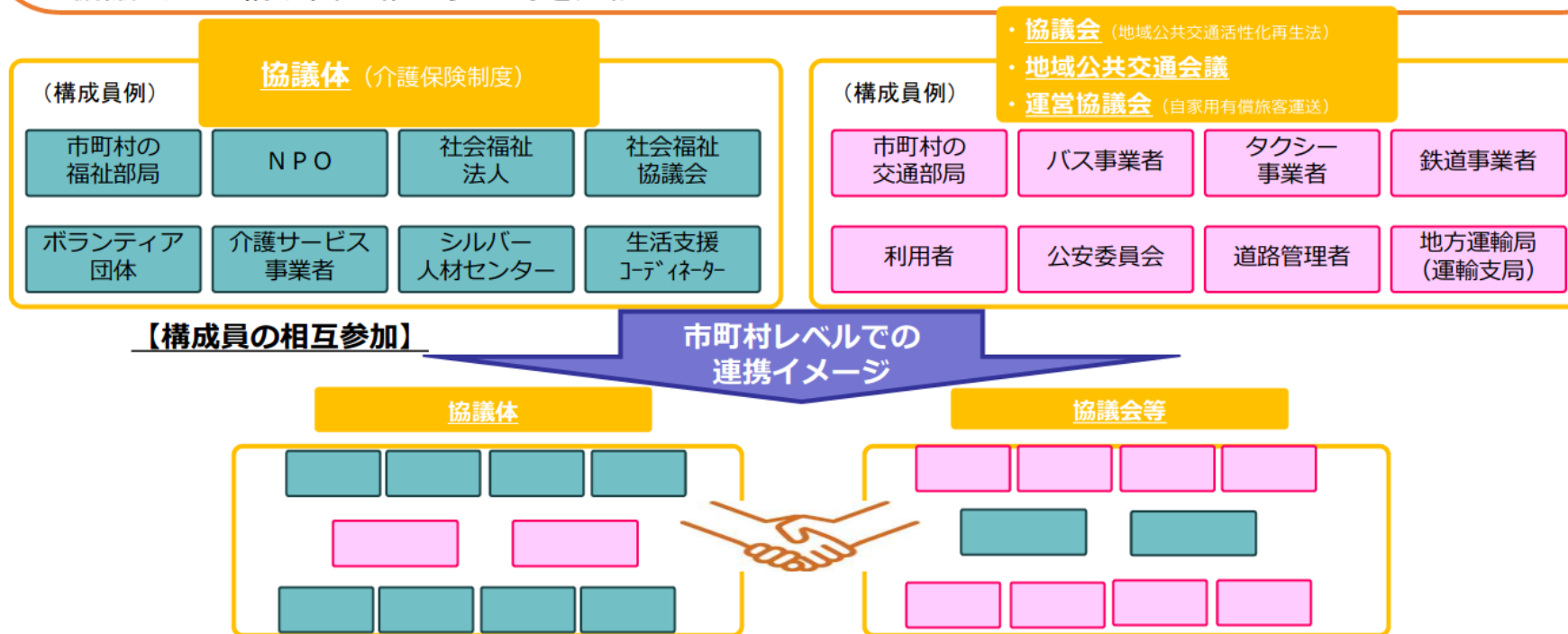
○ 高齢者の移動手段の確保に向け、地方公共団体の交通部局と福祉部局の連携や相互理解を促進するため、国交省及び厚労省からそれぞれの地方支分部局・地方公共団体関係部局に対し、以下のような通知を発出。

<国土交通省>

- 運輸局あてに「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備」(通知)を発出し、地方公共団体に対し、交通部局と福祉部局の連携や、双方の協議会、協議体への構成員の相互参加等を周知・助言するよう指示
- 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」に、交通部局と福祉部局の連携に関する記載を追記

<厚生労働省>

- 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を改正し、福祉部局と交通部局の連携や、双方の協議体、協議会への構成員の相互参加等を追記



高齢者の移動手段確保に関する各種制度の整理・情報提供(本文4.(3)及び5.(2))に対応)

- ① 道路運送法の許可・登録を要しない地域のボランティア等を活用した「互助」による輸送サービス
- ② 介護保険制度による移動支援への補助を活用する輸送等の交通分野と福祉分野が連携したサービス
それぞれの円滑化を図るため、関係する制度を整理し、パンフレットとして公表し、情報提供を実施。

(平成30年3月公表)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000077.html

① 許可・登録を要しない輸送について

「互助」による輸送サービス

「高齢者の移動手段確保のための「互助」による輸送～道路運送法上の許可・登録を要しない輸送の制度とモデルについて～」

【対象】

- ・地方公共団体(特に市町村)の担当者
- ・社会福祉法人、NPO 法人や地域住民

【内容】

- ・道路運送法の許可・登録を要する有償運送の検討の必要性・可能性
- ・輸送モデルの例示
- ・実施の際の留意点

等

② 交通と福祉の連携について

交通分野と福祉分野が連携したサービス

「「交通」と「福祉」が重なる現場の方々へ～高齢者支援サービスの提供に際しての交通・福祉制度及び事業モデルの整理と解説～」

【対象】

- ・福祉関係者
- ・市町村の介護保険・高齢者担当部局担当者
- ・交通事業者
- ・地方公共団体(特に市町村)の交通部局担当者

【内容】

- ・道路運送法上の輸送サービスの類型とそれぞれのモデルの例示
- ・介護保険制度における移動支援の類型
- ・実施の際の留意点

等

		A市町村	B市町村	C市町村
位置づけ	実施主体／方法	社会福祉法人、NPO法人／補助	社会福祉法人／補助	NPO法人／補助
	介護保険法	訪問型サービスD (通所型サービスにおける送迎)	訪問型サービスD (通所型サービスにおける送迎)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)
	道路運送法	許可・登録を要しない運送	許可・登録を要しない運送	福祉有償運送の登録
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> 通所型サービスBの利用者等に対するアンケート調査を実施したところ、移動支援に関するニーズが把握された。 通所介護を実施する社会福祉法人と意見交換を重ね、モデル事業を経て実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議において、移動支援サービスの立ち上げの話が出た。 地域の民生委員等が社会福祉法人にはたらかせ、社会福祉法人が移動支援の部分を担う形でサービスが実現した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業における地域の座談会において、移動に関するニーズが把握された。 市町村が管内の福祉有償運送の実施主体に声をかけ、そのうちの1団体が実施主体として手を挙げた。
	運輸支局との連携	—	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の交通部門から、運輸支局へ事業計画について相談した。 	— (福祉有償運送の実績がある団体による実施を見込んでいたため。)
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> 市町村所有車両の無償貸与 社会福祉法人、NPO法人の所有車両 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人の所有車両 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両 ボランティア個人の所有車両
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	国土交通大臣認定講習(NPO法人により実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習 ※ 許可・登録を要しない運送においては、受講は任意である本講習を受講することとしている。	—	国土交通大臣認定講習(社会福祉協議会が実施) ・福祉有償運送運転者講習 ・セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の所有車両は、市町村が自動車保険(任意)に加入。 社会福祉法人等の所有車両は、それぞれの団体が自動車保険(任意)に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人が自動車保険(任意)に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両はNPO法人が自動車保険(任意)に加入。 ボランティア個人の所有車両はボランティア個人が自動車保険(任意)に加入。 自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。
補助の範囲	補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用調整に係る人件費、通信費、事務消耗品費、自動車保険料(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の運送に要した燃料費 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所賃借料、事務消耗品費、印刷費、通信費
	利用時における利用者負担額	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 片道5kmまで700円等(間接業務・直接業務人件費、保険料等相当)
備考			<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第24条第2項に規定する、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担については、本人住民税非課税の場合、市町村が助成を実施。(700円×月4回まで)

		D市町村	E市町村
位置づけ	実施主体／方法	NPO法人／補助	社会福祉法人(訪問介護事業者)／補助
	介護保険法	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)	訪問型サービスD (通院等の送迎前後の付き添い支援)
	道路運送法	福祉有償運送の登録	自家用自動車有償運送の許可※2
サービス開始のプロセス	主な経緯	<ul style="list-style-type: none"> 自治会による移動支援の取組がNPO法人化した。 総合事業の開始に伴い、訪問型サービスDへ位置づけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の実施する高齢者の実態調査等により、移動に関するニーズが多数把握された。 活用可能な車両を有していた通院等乗降介助を実施する訪問介護事業者との調整を行い、事業を開始。
	運輸支局との連携	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体であるNPO法人が、移動支援開始時に運輸支局から助言を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用自動車有償運送の許可等、道路運送法の規程に関する確認を行った。
	車両の調達	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の所有車両 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等が使用権限を有する車両
安全面への配慮等	運転に関する講習等の実施(※1)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣認定講習(NPO法人が実施) 福祉有償運送運転者講習 セダン等運転者講習 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣認定講習(サービス実施主体が実施) 福祉有償運送運転者講習 セダン等運転者講習
	移送にかかる保険への加入(※1)	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人が自動車保険に加入。 自動車保険のほか、NPO法人が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護事業者の所有車両は、訪問介護事業者が自動車保険に加入。 自動車保険のほか、訪問介護事業者が、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入。
補助の範囲	補助の対象	サービスの利用調整に係る人件費、事務消耗品費、事務所賃借料、光熱水費(このほか保険料、燃料費、車両維持費を市町村交通部門が補助。)	サービスの利用調整に係る人件費、光熱水費、通信費、事務消耗品費
	利用時における利用者負担額	<ul style="list-style-type: none"> 距離制の料金(400円～) (直接業務人件費等相当) 	<ul style="list-style-type: none"> 運送時間30分ごとに510円。(直接業務人件費(生活支援部分は無償)、自動車保険料(任意)等)
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の公共交通に関する会議において、公共交通の事業者との話し合いを行った上で、実施区域を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用には、予防プランへの位置づけを要する。(自家用自動車有償運送の許可における要件とされている。)

※1 一般的な福祉サービス、ボランティアのみを対象・補償範囲とする講習・研修や保険を除く。

※2 訪問介護事業所等の指定を受けたタクシー事業者との契約に基づき訪問介護員等が自家用自動車を使用し、要介護者等を輸送する許可。

総合事業・生活支援体制整備事業の取組例(外出支援)

「さあ、やろう」2018年8月号(さわやか福祉財団)より作成

岡山県倉敷市

無償の移送サービスの立ち上げ

- 外出支援が課題の一つとなっており、コミュニティバスを運行させたが、バス停に行くまでが大変など、機能しなかった。
- そこで、地域住民が集まり、地区社協とコミュニティ協議会も協力し、無償の移送サービスが立ち上がった。
- 地域の高齢者や障がい者のある方が依頼すると、シニアの担い手がリースした車で、通院や買い物の送迎を行う。
- 今後は、送迎時に、ゴミ出し等を行うサービス事業に拡大することも協議している。

新潟県柏崎市

有償ボランティアから移動支援への発展

- 居場所運営の担当者が仲間に声がけし、居場所の利用促進と居場所を拠点とした生活支援を町内会の活動に位置づけることを協議。
- その後、サポーター養成講座の修了者を中心に、住民アンケートを行った結果、ゴミ出しや買い物支援、除雪などのニーズに対応する有償ボランティアの体制ができた。
- 町内会でも除雪や防災活動があるので、30年度からは、そちらとも連携した取組を進めたい。
- 活動の中で、移動支援のニーズが出てきたことから、運送について別途負担を求めない方式による通院や買い物支援を開始した。

新潟県新潟市

住民と地域が連携した買い物支援

- サロンを運営している団体が、買い物支援のために有志で新しいボランティアの会をつくり、協議体に参加しているNPOとタクシー会社の協力で、買い物支援をスタート。
- また、行政にバスのルートを変更してもらい、地区外のスーパーマーケットまで月2回運行してもらうことになった。
- ボランティアの会が参加者のとりまとめ、買い物の袋詰めや、乗降場所から自宅までの荷物運び等の手伝いを行っている。

静岡県裾野市

住民主体による外出支援の取組

- 千福が丘地区では、市中心部までの路線バスが大幅減便となった。
- 行政対応のデマンドバス(朝2便)では、住民のニーズに応えられない状況であった。
- 市の市民協働室や生活支援コーディネーターが連携し、住民主体の外出支援サービスを創設した。

外出支援の概要

- 1週間前までに連絡を受け、住民がマッチングを行う。
- ドライバーは、運転講習会の受講や、任意保険への加入等を要件とし、マイカーを使用している。